附　則

この規則は、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）の施行の日（令和七年六月一日）から施行する。

改正後

（様式）

（第２葉）

審　査　官　の　権　限

審査官は、次の各号の処分をすることができる。

１　事件関係人又は参考人に出頭を命じて審尋し、又はこれらの者から意見若しくは報告を徴すること。

２　鑑定人に出頭を命じて鑑定させること。

３　帳簿書類その他の物件の所持者に対し、当該物件の提出を命じ、又は提出物件を留めて置くこと。

４　事件関係人の営業所その他必要な場所に立ち入り、業務及び財産の状況、帳簿書類その他の物件を検査すること。

上記の処分に応じない場合の法律上の制裁

上記第１号の場合に出頭せず、陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をし、又は報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者、第２号の場合に出頭せず、鑑定をせず、又は虚偽の鑑定をした者、第３号の場合に物件を提出しない者、第４号の場合に検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、１年以下の拘禁刑又は３００万円以下の罰金に処せられることがある。

また、法人等の従業者等が法人等の業務等に関し、これらの違反行為をしたときは、行為者が罰せられるほか、法人等は、２億円以下の罰金に処せられることがある。

11 cm

7 cm

（第３葉）

〔事件名〕

令和　　年（査）第　　号

に対する件

審査官　（氏　名）

審査官指定日

令和　　年　　月　　日

11 cm

7 cm

（注）法第四章の規定に係る事件について審査官を指定した場合には、「（査）」に代えて、「（企）」と記載するものとする。

改正前

（様式）

（第２葉）

審　査　官　の　権　限

審査官は，次の各号の処分をすることができる。

１　事件関係人又は参考人に出頭を命じて審尋し，又はこれらの者から意見若しくは報告を徴すること。

２　鑑定人に出頭を命じて鑑定させること。

３　帳簿書類その他の物件の所持者に対し，当該物件の提出を命じ，又は提出物件を留めて置くこと。

４　事件関係人の営業所その他必要な場所に立ち入り，業務及び財産の状況，帳簿書類その他の物件を検査すること。

上記の処分に応じない場合の法律上の制裁

上記第１号の場合に出頭せず，陳述をせず，若しくは虚偽の陳述をし，又は報告をせず，若しくは虚偽の報告をした者，第２号の場合に出頭せず，鑑定をせず，又は虚偽の鑑定をした者，第３号の場合に物件を提出しない者，第４号の場合に検査を拒み，妨げ，又は忌避した者は，１年以下の懲役又は３００万円以下の罰金に処せられることがある。

また，法人等の従業者等が法人等の業務等に関し，これらの違反行為をしたときは，行為者が罰せられるほか，法人等は，２億円以下の罰金に処せられることがある。

11 cm

7 cm

（第３葉）

〔事件名〕

令和　　年（査）第　　号

に対する件

審査官　（氏　名）

審査官指定日

令和　　年　　月　　日

11 cm

7 cm

（注）法第四章の規定に係る事件について審査官を指定した場合には，「（査）」に代えて，「（企）」と記載するものとする。